

四病院団体協議会 ご担当者各位

【情報提供】景気対応緊急保証制度における「医療業」の業種指定について

平素より医政行政に各別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、中小企業庁が平成20年10月31日から開始している「緊急保証制度」（中小企業者の資金繰りを支援するため、業況が悪化している業種を経済産業大臣が指定し、当該業種の中小企業者を対象に民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が保証するもの。）は、これまでの数次にわたる指定業種の見直しの中で「医療業」はその対象となっておりませんでした。

今般、中小企業庁において、これまでの対象業種指定基準に加え、サービス業におけるコスト増加に対応した新基準（別紙参照）を追加する等により、これまでの「緊急保証」を「景気対応緊急保証」に制度を改組・拡充したことに伴い、「医療業」が新たに指定され、病院、診療所、歯科診療所についても、当該制度を利用することができることとなりました。

（制度概要）

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2010/download/100205KS_Chirasi.pdf

新たな「景気対応緊急保証」は、中小企業庁により2月5日にプレス発表がなされ、2月15日より制度の利用が可能となりましたので、貴団体会員への周知方よろしくお願いいたします。

○2月5日（金）プレス発表資料（別添）

制度の利用に際し、詳細は、各信用保証協会窓口にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

平成22年2月9日

厚生労働省医政局指導課

医療法人係長 依田

TEL 03-3595-2194(直通)

03-5253-1111(代表)(内線 2552)

FAX 03-3503-8562

(参考)

景気対応緊急保証制度について

景気対応緊急保証は、平成21年12月8日に閣議決定した「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、緊急保証の対象業種の指定基準等を改め、新たな保証制度として創設された(平成22年度末までの時限措置)。

この新たな保証制度においても、事業活動及び経営の安定に支障が生じている業種を指定する。

指定された業種を営む中小企業者は、売上高等の減少につき市町村長又は特別区長の認定を受けることにより、金融機関から借入を行う際に信用保証協会の特例保証(別枠保証等)の対象となる。

1. 特例保証の内容

①保証限度額の別枠化

(一般保証限度額)			(別枠保証限度額)	
・普通保証	2億円		・普通保証	2億円
・無担保保証	8,000万円	+	・無担保保証	8,000万円
・無担保無保証人保証	1,250万円		・無担保無保証人保証	1,250万円

②保証料率の軽減

・普通保証(平均)1.35% → 0.8%以下に軽減

2. 認定手続きについて(個々の中小企業者)

指定された業種に属する事業を営んでいる中小企業者が当該特例保証を受けようとする場合は、以下の要件を満たしていることの認定を市町村長又は特別区長から受けることが必要。

(注) 市町村長等の認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。

① 最近3か月間の月平均売上高若しくは平均販売数量が前年同期の月平均売上

高等に比して3%以上減少していること、又は、最近3か月の月平均売上高若しくは平均販売数量が2年前同期の月平均売上高等に比して3%以上減少しており、かつ、最近3か月の月平均売上高等が前年同期に比して増加していないこと。

- ② 原油等価格の高騰により、原材料価格が上昇しているにもかかわらず、製品単価に転嫁できていないこと。
- ③ 最近3か月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期比で3%以上減少していること。
- ④ 新型インフルエンザの影響を受けた後、3か月間の売上高等が前年同期比で3%以上減少していること。

景気対応緊急保証制度

■ 概要

- 対象業種を一部の例外業種を除き、原則全業種を指定(業種分類を大括り)
- 期間は、緊急保証の期限を1年延長し、平成23年3月31日まで
- 緊急保証の30兆円の利用枠に、新たに6兆円追加(36兆円)

■ 対象

- 指定業種に属し、売上減少(前年比▲3%)(※)などについて市区町村長の認定(※)企業認定基準を緩和し、新たに、2年前比での売上減少(▲3%)基準を導入

■ 内容

- 保証限度額8,000万円(無担保)、2億円(有担保)
- ※信用力の高い事業者には8,000万円を超える無担保保証ニーズにも柔軟に対応
- 信用保証協会の100%保証(責任共有制度の対象外)
- 保証期間は10年以内(据置期間は2年以内)
- 保証料率は0.8%以下

■ 保証・融資審査について

- 金融審査に当たって中小企業の経営実態を十分勘案するよう保証協会に基本方針を提示。
例：2期連続の赤字を計上し、繰越損失を抱えている場合であっても、赤字の要因や取引先等からの経営支援等を幅広く勘案した上で与信を総合的に判断。
- 100%保証の趣旨を踏まえ、金利等の貸出条件に配慮するよう金融機関に働きかけ。

景気対応緊急保証の創設

事業規模

30兆円

6兆円の枠の追加

36兆円

緊急保証

2月15日から実施

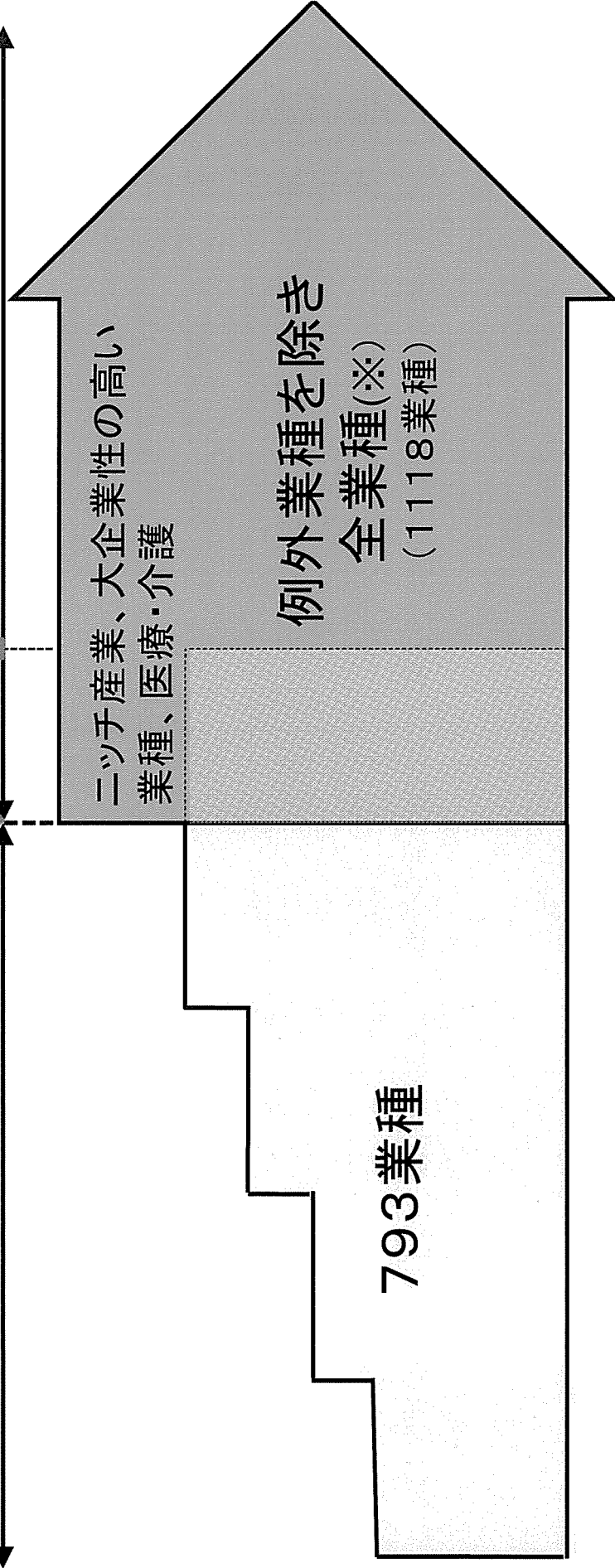
3/31

平成20年10月

平成23年3月

前倒し

景気対応緊急保証



(※) 農林水産業、金融・保険業、公務(公的機関)、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等を除き、原則として全ての業種を対象

〈原則として、全業種の中小企業が利用可能な、使い勝手を高めた保証〉

○業種指定

→ 現行の一般保証でも対象としていない例外業種(※1)を除き、全業種を対象(これにより平成10年の特別保証と同じ「間口(※2)」を確保)

(※1) 農林水産業、金融・保険業、公務(公的機関)、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等

(※2) 現行の緊急保証の対象業種793から対象範囲が1118業種に拡大

→ 業種の指定に用いる「分類」を大括り化(細分類(1269)から中分類(97(※))へ)

(※)うち、今回82分類を指定

○企業認定

→ 業種指定分類の大括り化により、市区町村での企業認定手続きを簡易にし、スピードを速める

→ 売上比較を前年比減少基準に加え、2年前基準を追加(業況低迷の長期化を考慮)

○保証によるリスク低減に応じた金利引き下げ要請(中小企業の負担を軽減)

平成22年2月5日



景気対応緊急保証の創設等の中小企業資金繰り対策

1月28日の平成21年度2次補正予算の成立を受け、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において決定された「景気対応緊急保証」の創設等の中小企業資金繰り対策を実施します。

「景気対応緊急保証」を2月15日より開始します。本制度は、

- ・一部例外業種を除く原則全業種の方々がご利用できます。
- ・対象業種の指定基準・利用企業の認定基準を改め、使い勝手を改善しました。
- ・平成22年度末までご利用できます。

また、セーフティネット貸付を延長・拡充します。

- ・雇用の維持・拡充に取り組む企業への金利引下げ幅拡充等の措置を実施します。
- ・平成22年度末までご利用できます。

また、全国約900カ所に緊急相談窓口（参考）を設置しております。

注. 「景気対応緊急保証」では、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8,000万円（借り手の状況によっては、8,000万円を超える無担保保証にも対応）、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

(参考) 主な緊急相談窓口の連絡先

経済産業局 <http://www.meti.go.jp/intro/data/a240001j.html>
信用保証協会 <http://www.zenshinhoren.or.jp/access.htm>
日本商工会議所 <http://www.jcci.or.jp/>
株式会社日本政策金融公庫 <http://www.jfc.go.jp/>
株式会社商工組合中央金庫 <http://www.shokochukin.co.jp/>

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁事業環境部金融課長 多田 明弘

担当者：岡田、佐藤

電話：03-3501-2876 (内線：5271)

景気対応緊急保証の指定業種について

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の指定業種について)

指定期間：平成20年10月31日～平成23年3月31日

指定業種における産業分類番号は、旧分類（平成14年3月改訂）にて判断することとする。

通 番	産業分類 中分類番号 (参考)	指 定 業 種
1	02	林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る。）
2	05	鉱業
3	06	総合工事業
4	07	職別工事業（設備工事業を除く。）
5	08	設備工事業
6	09	食料品製造業
7	10	飲料・たばこ・飼料製造業
8	11	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）
9	12	衣服・その他の繊維製品製造業
10	13	木材・木製品製造業（家具を除く。）
11	14	家具・装備品製造業
12	15	パルプ・紙・紙加工品製造業
13	16	印刷・同関連業
14	17	化学工業
15	18	石油製品・石炭製品製造業
16	19	プラスチック製品製造業（別掲を除く。）
17	20	ゴム製品製造業
18	21	なめし革・同製品・毛皮製造業
19	22	窯業・土石製品製造業
20	23	鉄鋼業
21	24	非鉄金属製造業
22	25	金属製品製造業
23	26	一般機械器具製造業
24	27	電気機械器具製造業

25	28	情報通信機械器具製造業
26	29	電子部品・デバイス製造業
27	30	輸送用機械器具製造業
28	31	精密機械器具製造業
29	32	その他の製造業
30	33	電気業
31	34	ガス業
32	35	熱供給業
33	36	水道業
34	37	通信業
35	38	放送業
36	39	情報サービス業
37	40	インターネット附随サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。）第2条第8項に規定する営業を除く。）
38	41	映像・音声・文字情報制作業
39	42	鉄道業
40	43	道路旅客運送業
41	44	道路貨物運送業
42	45	水運業
43	46	航空運輸業
44	47	倉庫業
45	48	運輸に附帯するサービス業
46	49	各種商品卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
47	50	繊維・衣服等卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
48	51	飲食料品卸売業
49	52	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
50	53	機械器具卸売業
51	54	その他の卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
52	55	各種商品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）

53	56	織物・衣服・身の回り品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
54	57	飲食料品小売業
55	58	自動車・自転車小売業
56	59	家具・じゅう器・機械器具小売業
57	60	その他の小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
58	67	保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に限る。）
59	68	不動産取引業
60	69	不動産賃貸業・管理業
61	70	一般飲食店（適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓乐的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。）
62	71	遊興飲食店（適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓乐的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。）
63	72	宿泊業（適正化法第2条第6項第4号に規定する営業を除く。）
64	73	医療業
65	74	保健衛生
66	75	社会保険・社会福祉・介護事業
67	76	学校教育
68	77	その他の教育、学習支援業
69	78	郵便局（郵便局受託業に限る。）
70	79	協同組合（他に分類されないもの）
71	80	専門サービス業（他に分類されないもの）（興信所のうち、専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものを除く。）
72	81	学術・開発研究機関
73	82	洗濯・理容・美容・浴場業（適正化法第2条第6項第1号に規定する営業を除く。）
74	83	その他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業を除く。）

75	84	娯楽業（適正化法第2条第1項第7号（まあじゃん屋を除く。）及び第8号（ゲームセンターを除く。）、第6項第2号及び第3号、第7項第1号並びに第8項から第10項までに規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。）
76	85	廃棄物処理業
77	86	自動車整備業
78	87	機械等修理業（別掲を除く。）
79	88	物品賃貸業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
80	89	広告業
81	90	その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）並びに芸ぎ周旋業を除く。）
82	93	その他のサービス業

お近くの信用保証協会

協会名	郵便番号	住所	電話番号
北海道			
北海道信用保証協会	060-8670	札幌市中央区大通西14-1	011-241-5554
東北地方			
青森県信用保証協会	030-8541	青森市新町2-4-1	017-723-1351
岩手県信用保証協会	020-0062	盛岡市長田町6-2	019-654-1500
宮城県信用保証協会	980-0014	仙台市青葉区本町2-16-12	022-225-6491
秋田県信用保証協会	010-0923	秋田市旭北錦町1-47	018-863-9011
山形県信用保証協会	990-8580	山形市城南町1-1-1	023-647-2245
福島県信用保証協会	960-8053	福島市三河南町1番20号	024-526-2331
関東地方			
茨城県信用保証協会	310-0801	水戸市桜川2-2-35	029-224-7811
栃木県信用保証協会	320-8618	宇都宮市中央3-1-4	028-635-2121
群馬県信用保証協会	371-0026	前橋市大手町3-3-1	027-231-8816
埼玉県信用保証協会	330-9608	さいたま市大宮区桜木町1-7-5	048-647-4711
千葉県信用保証協会	260-8501	千葉市中央区中央4-17-8	043-221-8181
東京信用保証協会	104-8470	中央区八重洲2-6-17	03-3272-2251
神奈川県信用保証協会	220-8558	横浜市西区桜木町6-35-1	045-681-7172
横浜市信用保証協会	231-8505	横浜市中区山下町22	045-662-6621
川崎市信用保証協会	210-0024	川崎市川崎区日進町1-66	044-211-0503
甲信越地方			
新潟県信用保証協会	951-8640	新潟市中央区川岸町1-47-1	025-267-1311
山梨県信用保証協会	400-0035	甲府市飯田2-2-1	055-235-9700
長野県信用保証協会	380-0838	長野市大字南長野県町597-5	026-234-7288
東海地方			
静岡県信用保証協会	420-8710	静岡市葵区追手町5-4	054-252-2120
愛知県信用保証協会	453-8558	名古屋市中村区椿町7-9	052-454-0500
名古屋市信用保証協会	460-0008	名古屋市中区栄2-12-31	052-212-3011
岐阜県信用保証協会	500-8503	岐阜市藪田南5-14-53	058-276-8123
岐阜市信用保証協会	500-8813	岐阜市明德町2	058-267-4553
三重県信用保証協会	514-0003	津市桜橋3-399	059-229-6021
北陸地方			
富山県信用保証協会	930-8565	富山市総曲輪2-1-3	076-423-3171
石川県信用保証協会	920-0918	金沢市尾山町9-25	076-222-1511
福井県信用保証協会	918-8004	福井市西木田2-8-1	0776-33-1800
近畿地方			
滋賀県信用保証協会	520-0806	大津市打出浜2-1	077-511-1300
京都信用保証協会	615-0042	京都市右京区西院東中水町17	075-314-7221
大阪府中小企業信用保証協会	541-8548	大阪市中央区南本町4-3-6	06-6244-7121
大阪市信用保証協会	541-0053	大阪市中央区本町1-4-5	06-6260-1700
兵庫県信用保証協会	651-0195	神戸市中央区浪花町62-1	078-393-3900
奈良県信用保証協会	630-8668	奈良市法蓮町163-2	0742-33-0551
和歌山県信用保証協会	640-8158	和歌山市十二番丁39	073-423-2255

中国地方			
鳥取県信用保証協会	680-0031	鳥取市本町3-201	0857-26-6631
島根県信用保証協会	690-8503	松江市殿町105	0852-21-0561
岡山県信用保証協会	700-8732	岡山市北区野田2-12-23	086-243-1121
広島県信用保証協会	730-8691	広島市中区上鞆町3-27	082-228-5500
山口県信用保証協会	753-8654	山口市中央4-5-16	083-921-3090
四国地方			
香川県信用保証協会	760-8661	高松市福岡町2-2-2-101	087-851-0061
徳島県信用保証協会	770-0902	徳島市西新町2-5	088-622-0217
高知県信用保証協会	780-0901	高知市上町3-13-14	088-823-3261
愛媛県信用保証協会	790-8651	松山市一番町4-1-2	089-931-2111
九州地方			
福岡県信用保証協会	812-8555	福岡市博多区博多駅南2-2-1	092-415-2611
佐賀県信用保証協会	840-8689	佐賀市松原1-2-35	0952-24-4340
長崎県信用保証協会	850-8547	長崎市桜町4-1	095-822-9171
熊本県信用保証協会	860-8551	熊本市安政町3-13	096-325-3221
大分県信用保証協会	870-0026	大分市金池町3-1-64	097-532-8336
宮崎県信用保証協会	880-0804	宮崎市宮田町2-23	0985-24-8251
鹿児島県信用保証協会	892-0821	鹿児島市名山町9-1	099-223-0273
沖縄			
沖縄県信用保証協会	900-0016	那覇市前島3-1-20	098-863-5302